

知事等特別職の給与改定について

1 知事等特別職の給与改定

- 期末手当については、国の指定職（事務次官・本省の局長等）の支給月数に合わせて改定することとしたい（+0.05月）。

＜期末手当の支給月数＞

- ・ 現在、本県の特別職の期末手当は、国の指定職の期末・勤勉手当の支給月数と同様に3.45月としている。
- ・ 国の指定職の期末・勤勉手当は、人事院から、0.05月引き上げの勧告を受けており、一般職の動向も踏まえ、3.50月とすることとしたい。（令和7年12月期期末手当から適用予定）

【参考1】

給与改定に係る特別職報酬等審議会委員懇談会（令和7年11月14日開催）の意見

- ・ 給料月額について、改定是非の判断指標を、近年、若年層に重点化されている一般職全体の平均改定率※1から、知事等特別職と職責の近い事務次官等の国指定職の改定率※2に変更すべき
- ※1 8.31%（令和7年度県人事委員会勧告を反映）
※2 2.24%（令和7年度人事院勧告を反映）
- ・ 給料月額は国指定職の累積改定率が微小であり、また、他県の状況等を勘案し、据え置くことが適当

【参考2】

一般職については、10月の人事委員会勧告どおり、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の4.6月から0.05月引き上げ、4.65月とすることとしたい。（令和7年12月期期末手当から適用予定）

2 改正が必要な条例等

(1) 改正予定条例

- ・ 知事及び副知事の給与等に関する条例
- ・ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- ・ 教育長の給与等に関する条例
- ・ 監査委員の給与等に関する条例
- ・ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(2) 改正条例の提案

令和7年12月5日提案予定